

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：富山県
農業委員会名：南砺市

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	2,272	農業就業者数	2,066	認定農業者	182
自給的農家数	724	女性	979	基本構想水準到達者	0
販売農家数	1,548	40代以下	164	認定新規就農者	3
主業農家数	125	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	0
準主業農家数	359			集落営農経営	45
副業的農家数	1,064			特定農業団体	0
				集落営農組織	45

※ 農林業センサスに基づいて記入。
※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	6,878	362	362			7,240
経営耕地面積	6,550	240	112	127	1	6,790
遊休農地面積	31	8				39
農地台帳面積	7,218	1,323	1,323			8,541

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	20	20			
認定農業者	—	3			
認定農業者に準ずる者	—	10			
女性	—	2			
40代以下	—	1			
中立委員	—	2			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	37	37	31

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,240ha	4,253ha	58.7%
課 題	集落営農の法人化に伴い担い手への集積は進んでいるが、構成員等の高齢化により作業効率の向上や後継者の育成及び確保を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	4,313ha	(うち新規集積面積	60ha)
	目標設定の考え方:過去の実績等により設定			
活動計画	各地区の人・農地プラン検討会に農業委員・最適化推進委員が積極的に参加し調整を図るとともに、利用権の設定漏れがないように努める。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	3経営体	4経営体	3経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	8.9ha	0.9ha	1.3ha
課 題	本市の農業は水稻・麦・大豆等の主穀作経営が大半であり、高齢化による後継者不足が深刻となっている。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	4経営体	参入目標面積	2ha
活動計画	農業研修修了者や就農希望者に対して、関係機関と連携を取りながら支援を行い、担い手育成に助成していく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,240ha	39.5ha	0.55%
課 題	遊休農地の大半は山間部の過疎化・高齢化が著しい地域に集中しており、今後も拡大していくことが危惧される。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5ha			
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者の意向を把握し、耕作可能な農業者へのマッチングを図る。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		20人	10月	11月
	調査方法	共済細目書等により不作付の農地を把握し、農業委員、推進委員、事務局職員による農地パトロールを実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	12月	
その他	再生困難な荒廃農地は非農地判断を行う。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	7,240ha	0ha
課 題	過去の違反転用について状況把握は困難である。日頃から農地パトロール等にて早期発見に努める。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	違反転用の防止に向けて、農地パトロールや市報等で周知を図る。(10月)
------	-------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入